

●香川県告示第172号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和4年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県ヤングケアラー実態調査

(2) 目的

県内のヤングケアラーについての実態を把握し、調査結果を各市町要保護児童対策地域協議会をはじめとした福祉現場における支援への活用につなげるとともに、実態調査の実施を通じて福祉・介護・医療・教育等関係機関職員のヤングケアラーについての理解・認識を促進することを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

ア 調査票A

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、各市町保健師、社会福祉協議会、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、生活保護ケースワーカー、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、子ども食堂等（子どもの居場所）

イ 調査票B

県内17市町の要保護児童対策地域協議会

ウ 調査票C

県内2児童相談所

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア ヤングケアラーの認知度、家族のケア負担が生じている子どもの状況（学年や負担度等）やケア対象の状況（障害等）

イ ヤングケアラー支援に係る課題や具体的事例に係る事項等

(2) 基準となる期間

調査票記入日現在（一部の調査事項については令和3年度の1年間）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 調査票A 約4,000人

イ 調査票B 県内17市町の要保護児童対策地域協議会

ウ 調査票C 県内2児童相談所

(2) 選定の方法

以下の情報を母集団情報として用い、記載されている全ての個人又は法人その他の団体を選定

する。

ア 調査票A

- (ア) 地域包括支援センター 県庁所管課が所有する事業所名簿
- (イ) 居宅介護支援事業所 県庁所管課が所有する事業所名簿
- (ウ) 相談支援事業所 県庁所管課が所有する事業所名簿
- (エ) 各市町保健師 各市町職員名簿
- (オ) 社会福祉協議会 県内社会福祉協議会リスト
- (カ) スクールカウンセラー（SC） 県庁所管課が所有するスクールカウンセラー名簿
- (キ) スクールソーシャルワーカー（SSW） 県庁所管課及び各市町所管課が所有するスクールソーシャルワーカー名簿
- (ク) 医療ソーシャルワーカー（MSW） 香川県医療ソーシャルワーカー協会による構成員名簿
- (ケ) 生活保護ケースワーカー 県庁所管課が所有する生活保護ケースワーカー名簿
- (コ) 母子・父子自立支援員 県庁所管課が所有する母子・父子自立支援員名簿
- (サ) 民生委員・児童委員 各市町所管課が所有する民生委員・児童委員名簿
- (シ) 子ども食堂等（子どもの居場所） 県庁所管課が所有する団体名簿

5 報告を求めるために用いる方法

民間事業者が作成したWEB回答フォームにアクセスするためのQRコード及びURLが記載された調査依頼票を、調査対象者にメール又は紙媒体で配布し、調査対象者がスマートフォン又はパソコンから回答し、民間事業者が集約する。

6 報告を求める期間

令和4年6月10日から同月24日まで